

茨城県死因究明等推進協議会設置要綱（新旧対照表）

改正案	現 行																						
茨城県死因究明等推進協議会設置要綱 （設置） 第 1 条 死因究明等推進基本法（令和元年法第 33 号）第 30 条の規定に基づき、本県の状況に応じた死因究明等の推進を図るため、茨城県死因究明等推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 （目的） 第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 (1) 死因究明等の推進に向けた体制の強化等の施策に関する事項 (2) その他死因究明等の推進に必要な事項 （組織） 第 3 条 協議会は、別表に掲げる機関・団体等に所属する委員をもって組織する。 2 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 3 会長は、協議会を代表し、協議会を統括する。 （委員の任期） 第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げないものとする。なお、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 （会議） 第 5 条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。 2 会長は、会議の議長となる。 3 会長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。 （会議の公開等） 第 6 条 <u>原則として、会議及び議事録を公開することとする。ただし、公開することにより審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。</u> （事務局） 第 <u>7</u> 条 協議会の事務局は茨城県保健医療部保健政策課に置く。 （その他） 第 <u>8</u> 条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 付 則 この要綱は、令和 6 年 9 月 5 日から施行する。 <u>付 則</u> <u>この要綱は、令和 年 月 日から施行する。</u> 別 表（第 3 条関係） <table><tr><th>構成団体・機関</th></tr><tr><td>茨城県警察本部</td></tr><tr><td>水戸地方検察庁</td></tr><tr><td>茨城海上保安部</td></tr><tr><td>茨城県医師会</td></tr><tr><td>茨城県歯科医師会</td></tr><tr><td>筑波大学医学医療系 診断病理学</td></tr><tr><td>筑波大学医学医療系 法医学</td></tr><tr><td>筑波剖検センター</td></tr><tr><td>茨城 Ai 研究会</td></tr><tr><td>茨城県保健医療部</td></tr></table>	構成団体・機関	茨城県警察本部	水戸地方検察庁	茨城海上保安部	茨城県医師会	茨城県歯科医師会	筑波大学医学医療系 診断病理学	筑波大学医学医療系 法医学	筑波剖検センター	茨城 Ai 研究会	茨城県保健医療部	茨城県死因究明等推進協議会設置要綱 （設置） 第 1 条 死因究明等推進基本法（令和元年法第 33 号）第 30 条の規定に基づき、本県の状況に応じた死因究明等の推進を図るため、茨城県死因究明等推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 （目的） 第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 (1) 死因究明等の推進に向けた体制の強化等の施策に関する事項 (2) その他死因究明等の推進に必要な事項 （組織） 第 3 条 協議会は、別表に掲げる機関・団体等に所属する委員をもって組織する。 2 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 3 会長は、協議会を代表し、協議会を統括する。 （委員の任期） 第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げないものとする。なお、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 （会議） 第 5 条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。 2 会長は、会議の議長となる。 3 会長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。 （新設） （事務局） 第 <u>6</u> 条 協議会の事務局は保健医療部保健政策課に置く。 （その他） 第 <u>7</u> 条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 付 則 この要綱は、令和 6 年 9 月 5 日から施行する。 別 表（第 3 条関係） <table><tr><th>構成団体・機関</th></tr><tr><td>茨城県警察本部</td></tr><tr><td>水戸地方検察庁</td></tr><tr><td>茨城海上保安部</td></tr><tr><td>茨城県医師会</td></tr><tr><td>茨城県歯科医師会</td></tr><tr><td>筑波大学医学医療系 診断病理学</td></tr><tr><td>筑波大学医学医療系 法医学</td></tr><tr><td>筑波剖検センター</td></tr><tr><td>茨城 Ai 研究会</td></tr><tr><td>茨城県保健医療部</td></tr></table>	構成団体・機関	茨城県警察本部	水戸地方検察庁	茨城海上保安部	茨城県医師会	茨城県歯科医師会	筑波大学医学医療系 診断病理学	筑波大学医学医療系 法医学	筑波剖検センター	茨城 Ai 研究会	茨城県保健医療部
構成団体・機関																							
茨城県警察本部																							
水戸地方検察庁																							
茨城海上保安部																							
茨城県医師会																							
茨城県歯科医師会																							
筑波大学医学医療系 診断病理学																							
筑波大学医学医療系 法医学																							
筑波剖検センター																							
茨城 Ai 研究会																							
茨城県保健医療部																							
構成団体・機関																							
茨城県警察本部																							
水戸地方検察庁																							
茨城海上保安部																							
茨城県医師会																							
茨城県歯科医師会																							
筑波大学医学医療系 診断病理学																							
筑波大学医学医療系 法医学																							
筑波剖検センター																							
茨城 Ai 研究会																							
茨城県保健医療部																							